

天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 24 日

天理市長 並 河 健

天理市条例第28号

天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部 を改正する条例

天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月天理市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中12の項を削り、13の項を12の項とし、14の項から16の項までを 1 項ずつ繰り上げ、17の項から19の項までを削り、20の項を16の項とし、21の項を削り、22の項を17の項とし、23の項を18の項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

19 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
-------	---

別表第 1 中24の項を20の項とし、25の項を21の項とし、同表に次のように加える。

22 教育 委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
--------------	---

別表第 2 の 1 の項中

「生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「生活困窮外国人生活保護措置関係情報」という。）であって規則で定めるもの	を	「生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「生活困窮外国人生活保護措置関係情報」という。）であって規則で定めるもの 住登外者宛名番号管理機能	に改め、

による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの

」

」

同表の 2 の項から 8 の項までの規定中

「

「

生活困窮外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

生活困窮外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

」

同表の 9 の項中

「

「

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

を

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「福祉手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

に改め、

住登外者宛名情報であつて
規則で定めるもの

」

」

同表の10の項及び11の項中

「

「

生活困窮外国人生活保護措
置関係情報であつて規則で
定めるもの

を

生活困窮外国人生活保護措
置関係情報であつて規則で
定めるもの

に改め、

住登外者宛名情報であつて
規則で定めるもの

」

」

同表の12の項を削り、同表の13の項中

「

「

生活困窮外国人生活保護措
置関係情報であつて規則で
定めるもの

を

生活困窮外国人生活保護措
置関係情報であつて規則で
定めるもの

に改め、

住登外者宛名情報であつて
規則で定めるもの

」

」

同項を同表の12の項とし、同表の14の項中

「

「

地方税関係情報であつて規
則で定めるもの

を

地方税関係情報であつて規
則で定めるもの

に改め、

住登外者宛名情報であつて
規則で定めるもの

」

」

同項を同表の13の項とし、同表の15の項中

「

「

介護保険給付等関係情報で

を

介護保険給付等関係情報で

に改め、

あつて規則で定めるもの

あつて規則で定めるもの
住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの

」

」

同項を同表の14の項とし、同表の16の項中

「

「

地方税関係情報であつて規則で定めるもの

を

地方税関係情報であつて規則で定めるもの
住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの

に改め、

」

」

同項を同表の15の項とし、同表の17の項から19の項までを削り、同表の20の項中

「

「

地方税関係情報であつて規則で定めるもの

を

地方税関係情報であつて規則で定めるもの
住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの

に改め、

」

」

同項を同表の16の項とし、同表の21の項を削り、同表の22の項中

「

「

地方税関係情報であつて規則で定めるもの

を

地方税関係情報であつて規則で定めるもの
住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの

に改め、

」

」

同項を同表の17の項とし、同表の23の項中

「

「

障害者関係情報であつて規則で定めるもの

を

障害者関係情報であつて規則で定めるもの

に改め、

則で定めるもの

則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

」

同項を同表の18の項とし、同表の24の項中

「

「

子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

を

子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

に改め、

」

」

同項を同表の19の項とし、同表の25の項中

「

「

生活困窮外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

生活困窮外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

に改め、

」

」

同項を同表の20の項とし、同表の26の項中「支給に関する情報」の次に「(以下「特別児童扶養手当等関係情報」という。)」を加え、

「

「

生活困窮外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

生活困窮外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

に改め、

」

」

同項を同表の21の項とし、同表に次のように加える。

22 市長	住登外者宛名番号管理	住民票関係情報であって規
-------	------------	--------------

機能による住登外者の 情報の管理に関する事 務であって規則で定め るもの	則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	児童手当関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	養育医療関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
	ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
	子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
	心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

		もの
		重度心身障害老人等医療費 助成関係情報であって規則 で定めるもの
		精神障害者医療費助成関係 情報であって規則で定める もの
		特別児童扶養手当等関係情 報であって規則で定めるも の
		福祉手当関係情報であって 規則で定めるもの
		生活困窮外国人生活保護措 置関係情報であって規則で 定めるもの
23 市長	法別表の各項の下欄に 掲げる事務（法第9条 第1項に規定する準法 定事務を含む。）	住登外者宛名情報であって 規則で定めるもの
24 教育 委員会	就学が困難と認められ る児童又は生徒の保護 者に対する援助に関す る事務であって規則で 定めるもの	住登外者宛名情報であって 規則で定めるもの
25 教育 委員会	小学校若しくは中学校 に就学する学校教育法 施行令第22条の3に規 定する障害の程度に該 当する児童若しくは生	住登外者宛名情報であって 規則で定めるもの

	徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	
26 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		生活困窮外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
		就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する援助に関する事務であって規則で定めるもの
		小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
27 教育委員会	法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	定事務を含む。)	
--	----------	--

別表第3に次のように加える。

3 教育委員会	住登外者宛名番号 管理機能による住 登外者の情報の管 理に関する事務で あつて規則で定め るもの	市長	住登外者宛名情報 であつて規則で定 めるもの
---------	---	----	------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。